

集落営農に取り組んでみませんか

集落営農とは、複数の個人が集まって、機械の共同利用、作業の共同化により経営の効率化を図る取組です。

農村の高齢化、担い手不足が進んでいます。地域の農業・農村を維持し、発展させていくため、皆さんで集落営農に取り組んでみませんか。みなさんで組織づくりに向けた話し合いを進めてみてはいかがでしょうか。

集落営農には様々なメリットがあります

1. 経営の効率化が図れます。

構成員の能力、体力に応じた役割分担（若手は機械作業、ベテランは管理作業を担当するなど）により、機械の共同利用や作業の共同化によるコスト低減が図られ、所得向上を図ることができます。

2. 農業・農村の維持・発展が図れます。

農地を維持・管理することが集落機能の維持につながります。

3. 米の所得補償交付金には集落営農で加入する方が有利です。

米の所得補償交付金に加入するに際し、共済資格団体として加入することにより、交付対象面積は組織全体の主食用の作付面積から10a控除したものとなります。

4. 法人化することにより継続的な運営が可能となります。

法人化すると農地の安定的な利用や取引信用力の向上、新たな人材確保が可能となり、経営発展を図る上で有利です。

集落営農に取り組むのは難しくありません

1. 集落営農の要件 ★経営所得安定対策の加入要件は2つだけ

(1) 複数の農家で構成され、規約を定め代表者を定めていること

規約には、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などが定められていることが必要です。

(2) 共同販売経理を行っていること

集落営農の収入と支出を管理するための組織（代表者）名義の口座を開設して、組織で販売した農産物代金や交付金が振り込まれ、組織で購入した資材費や労賃、配当などが支出されていること。

※ 集落営農に参加したいと考えている方は、役場又はJAへご相談下さい。

集落営農を発展させるために、法人化を進めましょう

皆さんが苦勞して作った集落営農を、将来にわたり安定的に運営していくためには、法人化することが重要です。法人化することで、農地の権利設定が可能となる、取引信用力が向上する等のメリットがあり、それを活かして積極的な経営展開を図ることができます。

1. 農地の安定的な利用が可能

- ・農地の権利を取得することができ、より安定的な農地利用が可能となります。
- ・農地を借りる場合は、農業生産法人になる必要もありません。

2. 取引信用力が向上

- ・対外的な信用力が高まることによって、実需者との取引も進めやすくなり、加工・直売にも有利です。

3. 新たな人材の確保（世代交代が図られ、組織が安定的に継続）

- ・新たな人材の雇用が可能となり、組織の継続性を確保することができます。
- ・労災保険等に参加することにより、従業員が安心して農作業に従事できます。

4. 経営管理能力が向上

- ・経理が明確になることで、各構成員にコスト意識が芽生え、経営の効率化が進めやすくなります。
- ・毎年の収益の一部を将来の設備投資等に備えて内部留保することができます。
- ・赤字（欠損金）を後年度の黒字から控除することができます。

法人形態は、農事組合法人、株式会社が一般的です

1. 農事組合法人（農業協同組合法）

- 【○】 構成員の一人一票制で民主的な運営が可能。
- 【○】 各構成員の従事度合に応じて利益を分配する従事分量配当を行えば、任意組織と同様の組織運営が可能。
- 【×】 行える事業が制限される。
- 【×】 迅速な経営判断ができにくい。

2. 株式会社（会社法）

- 【○】 他企業との取引や新規雇用の募集等が行いやすい。
- 【○】 事業に制限がなく、農業だけでなく、食事宅配サービスなど地域の実情に応じた様々な仕事を行うことが可能。

- 【○】 構成員に制限がなく、法人の事業に協力する非農家や一般企業からの出資も可能。
- 【×】 株式の譲渡が自由で、不特定多数の者が参加する可能性もあるが、株式譲渡制限会社であれば、このような心配は不要。

★ 法人として農地を借りる場合は、法人の構成員や出資割合等に制限はなく、その法人の資格のままで権利を取得することが可能です。一方、農地の所有権を取得する場合は、農地法に基づく農業生産法人の要件を備えることが必要です。

集落営農に取り組む上での 問題点と対応

○集落営農を進めるための話し合いの組織がない。

- ・自治会、集落座談会等を活用する。
- ・気の合う仲間と一定程度話し合いを進め、その内容を自治会等の集まりで提案する。
- ・行政やJA、先行している集落営農のリーダー等を講師に呼んで話を聞いてみる。

○集落営農の中心となる人材（リーダー、経理担当者等）がない。

- ・リーダー等が取り組みやすい環境を整える。
- ・行政やJAのOBなど農業政策に詳しい人に頼む。また、リーダー1人に任せるのではなく、複数の人たちが協力してリーダーを補佐し、組織運営をサポートする。
- ・自治体等が主催する集落営農のリーダー育成や経理事務等の研修会等に参加し、知識を深めることが重要です。

○組織づくりに懐疑的な人が多い。法人化に積極的でない人が多い。

- ・参加される方にやりがいを持ってもらう。
- ・集落の将来方向について、一方的に危機感を煽るのではなく、集落営農に取り組むことで、高齢者にも活躍の場が与えられる等の説明を行う。
- ・法人の有利性の他、確固とした組織ができることで、後継者の確保、地域農業の維持、発展につながることを説明することが重要です。

○広域の集落営農で構成員が多く、法人化に向け意見がまとまらない。

- ・組織を分割し、集落毎に法人化する。
- ・オペレーターなど活動の中心となる人たちで法人をつくり、他の構成員は法人に利用権を設定、作業を受託する。

集落営農には様々な支援があります

1. 経営を安定させたい〈経営所得安定対策〉

○米の恒常的な赤字補てんの他、麦、大豆等について営農継続が可能となる支援を受けることができます。

※集落営農が共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除されるので、小規模農家が個別に加入するよりも交付額は大きくなります。

2. 機械を整備したい〈経営体育成支援事業〉

○集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等を導入する経費に対して支援を受けることができます。（融資主体型補助：3/10上限、集落営農補助：1/2以内）

3. 農地・農業用水を維持・保全したい〈中山間地域等直接支払交付金〉、〈農地・水保全管理支払交付金〉

○中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し農業生産活動等の継続を支援します。

○地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための取組について支援を受けることができます。

4. 6次産業化に挑戦したい〈6次産業総合推進事業〉

○6次産業化に係る新商品の開発や積極的な取組を促す環境づくり等の取組に対して支援を受けることができます。

5. 資金を低利で借りたい〈経営体育成強化資金、農業近代化資金〉、〈農業改良資金〉

5年以内の法人化などを目標とする集落営農であって

○農業用機械・施設の取得に必要な資金や長期運転資金を長期かつ低利で融資します。

○生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う場合は、無利子の貸付を受けることができます。

6. 税制上のメリット〈農業経営基盤強化準備金〉

○経営所得安定対策の交付金等を活用して準備金を積み立て、農用地や農業用の機械等を取得した場合の税制上の特例措置 ※準備金の積立額、農用地等の取得額のうち交付金等に相当する額を損金算入することが可能。